リモートＩＤ特定区域の届出書

（区分：□新規、　□変更）

年　　月　　日

　殿

下記の区域に対して、リモートIDの搭載の例外措置を目的とし、航空法施行規則第236条の６第２項第１号によるリモートID特定区域（以下「特定区域」という。）とするため、関係書類を添えて届出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出をしようとする者の情報 | 氏名・名称 | フリガナ |
|  |
| 住所※1 |  |
| 法人・団体の場合の届出の代表となる者 | 氏名 | フリガナ |
|  |
| 部署名 |  |
| 事務所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 登録システムログインID | ※保有していない場合は省略可 |
| 特定区域とする場所の所在地及び高度 | 所在地： |
| 特定区域とする場所の端点の緯度・経度： |
| 飛行する高度の上限： |
| 飛行の日時 |  |
| 法第132条の85第４項第２号の許可、法第132条の86第５項第２号の承認もしくはそれらの許可等の取得状況の確認 | □取得済又は申請中 / □申請不要 |
| 届出番号（変更届出に限る） |  |
| リモートID特定区域にて安全措置を講ずることの申告※2 | □特定区域からの逸脱を常に監視し、操縦者へ必要な助言を行う補助者を配置する。□補助者は、無届又は未確認の無人航空機が飛来した際に操縦者へ飛行中止等の指示を行う。□操縦者の目視範囲内において特定区域を明示するために、以下のいずれかの措置を講じる。(１)特定区域の外縁を塀、柵、縁石、土地上の境界線の表示により明示する。(２)操縦者が視認できる範囲内に特定区域の外縁を明示するための標識を設置する。(３)特定区域におけると地上の理由により、外縁措置を講じるための物理的な標識等の設置が困難な場合は、求めに応じて空域の範囲を明示した届出書の写しを提示する。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No.※3 | 無人航空機の登録記号 | 新規/追加 | 削除 |
|  |  | □ | □ |

※1 本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

※2 申告内容について全ての項目に☑を記載すること。

※3複数の登録無人航空機を特定区域で飛行させる場合は、全ての機体について記載すること。エクセル等の作成による別添可。

注）届出書が形式上の要件を満たさないものや届出内容に誤りがある場合は法的効果をしない。